

生徒心得

1 登校下校

- (1) 交通法規及び交通マナーを守る。
- (2) 下校時間について 18時40分（下校時間は後始末をして校門を出る時刻）
- (3) 登校後は許可なくして校外に出ない。
- (4) 交通に関する本校規定は別に定める。

2 出 欠

- (1) 欠席の場合は学校に届け出る。
- (2) 欠課・早退するときは学級担任または教科担当の許可を受ける。
- (3) 遅刻した場合は学級担任または教科担当にその旨申し出る。
- (4) 忌引きを次の通り定める。

父 母	7 日	兄弟姉妹	5 日	祖 父 母	3 日
曾祖父母・伯叔父母・従兄弟姉妹・甥姪 1 日					
遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要する往復日数。					
父母の年忌のための法事で欠席した日 1 日					

3 授 業

- (1) 授業時間の始めと終わりには合図により一同立礼する。
- (2) 授業においては他人の迷惑にならぬよう静粛に努める。

4 服 装・頭 髪

- (1) 服装
 - ・服装は、清潔に心掛けて本校指定のものを正しく身につける。
 - ・登下校時および学校教育活動に参加する場合は制服を着用し、靴履きとする。
 - ・バッチは所定の位置につける。
 - ・実習時および体育時の服装は、本校指定のものを着用する。
 - ・やむを得ず規定外の服装をする場合は、学級担任に願い出て許可を受ける。

※ 制服を加工しないこと

<制服>

(男子)

- ①本校指定の制服（上着・スラックス・ネクタイ・ボタン・バッチ）着用
- ②本校指定の Y シャツ（長袖・半袖）を着用

(女子)

- ①本校指定の制服（上着・スカート・（スラックス）・リボン・ボタン・バッチ）着用
- ②本校指定のブラウス（長袖・半袖）を着用
- ③スカート丈は膝にかかる程度とする。

※スラックスの場合は、ネクタイを着用する。

<夏季の制服>

(男子) 本校指定の Y シャツ（長袖・半袖）・スラックス（ネクタイはしなくてもよい）

(女子) 本校指定のブラウス（長袖・半袖）・スカート（リボンはしなくてもよい）
スラックス（ネクタイはしなくてもよい）

<ブレザー下のセーター・ベスト>

着用できるセーター・ベストの条件

色・・・白・黒・紺・グレー・茶

型・・・① Vネックのもの

② 柄は、胸のワンポイントまでとする

③ 裾や袖が、ブレザーからはみ出さないもの

その他 ①セーター・ベストの上には、必ずブレザーを着用する。

②セーター・ベスト以外（パーカーなど）は着用できない。

<靴>

- ① 上履きは本校指定の運動靴とする。

<靴下>

①無地・無飾りの白、黒、紺のソックスとする。

②丈はハイソックス（膝から下）以下とする。

③タイツ（網タイツ不可）、ストッキングは無地・無飾りでペールオレンジ、黒色 系統とする。

(2) 頭髪

- ・頭髪は、清潔を保つ。
- ・派手な髪型・乱れた髪型・剃り込み・パーマ・染色等特殊加工はしない
- ・ヘアアクセサリ等は華美なものを使用しない

(3) その他

- ・ピアス・ネックレス・指輪などの装飾品を使用しない。
- ・化粧・マニキュア等をしない。
- ・眉は加工（剃ったり細くしたり）しない。
- ・カラーコンタクトレンズは使用しない。
- ・色付きのリップクリーム、リップバームは使用しない。

5 掲 示

- (1) 事前に係の教師の許可を受け、所定の場所に掲示する。
- (2) 掲示期間終了後は責任をもって処理する。

6 校舎、校具の使用

- (1) 授業時間以外に使用する場合は、係の教師の許可を受ける。
- (2) 休日に登校した場合は、担当教員に許可を受け、当直員（警備員）に申し出て、その理由を明らかにし、下校の際も申し出る。

7 選挙運動及び政治活動について

選挙運動及び政治活動については、関係する法律を遵守するとともに学業の妨げにならないよう行うこと。

8 その他

- (1) 所持品にはすべて記名する。紛失したときは速やかに届け出る。
- (2) 保護者の許可なく深夜の外出や、友人、生徒の家に泊まらない。
- (3) 旅行、登山、キャンプ等は保護者の許可を得る。
- (4) アルバイトに関する規定は別に定める。
- (5) パチンコ店の出入りは禁止とする。
- (6) その他、本校生徒心得に明記のないものは、各自の良識に基づき、正しく判断して行動すること。